

## 少年指導委員運営規程

昭和60年2月9日

### 宮城県公安委員会規程第1号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年第122号）第38条及び少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）の規定を実施するため、少年指導委員運営規程を次のように定める。

#### 少年指導委員運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第38条及び第38条の2並びに少年指導委員規則（以下「規則」という。）に規定する少年指導委員の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（活動区域及び人員等）

第2条 規則第2条第1項の規定に基づく少年指導委員の活動区域は、別表左欄に掲げる活動区域とし、当該区域に配置する少年指導委員の人員は、それぞれ同表の右欄に定める人員とする。

（委嘱）

第3条 法第38条第1項の規定に基づく少年指導委員の委嘱は、前条の活動区域ごとに、当該区域内に居住し、又は勤務する者等で当該区域の実情に精通し、かつ適任と認められ、当該区域を管轄する警察署長から推薦があつたものうちからこれを行う。

2 前項の規定に基づく委嘱は、委嘱状（別記様式）を交付して行う。

（公報への登載）

第4条 少年指導委員を委嘱したときは、遅滞なく公報（宮城県公報規則（昭和31年宮城県規則第67号）に基づく「公報」をいう。）に登載するものとする。

（解嘱）

第5条 法第38条第6項の規定に基づく少年指導委員の解嘱は、活動区域を管轄する警察署長から解嘱事由に該当するとして具申を受けたものについて行う。

（弁明の機会の通知）

第6条 規則第8条の規定に基づき、弁明の機会を与えるときは、弁明の期日及び場所を期日の14日前まで書面により通知するものとする。

（表彰）

第7条 少年指導委員が職務の遂行に当たり、次の各号の一に該当すると認めるときは、活動区域を管轄する警察署長の意見を聴取し、これを表彰することができる。

- (1) おおむね3期以上活動し、その業績が多大であると認めるとき
- (2) 特定の活動によつて社会的反響が大きい業績を上げたとき

（災害補償）

第8条 少年指導委員の職務遂行中における災害補償は、非常勤職員公務災害補償等条例（昭和42年宮城県条例第41号）に定めるところによる。

附 則

この規程は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（平成元年6月6日公安委員会規程第4号）

この規程は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年11月16日公安委員会規程第6号）

この規程は、交付の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月27日公安委員会規程第6号）

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日公安委員会規程第9号）

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成18年3月24日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月26日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成28年12月14日公安委員会規程第8号）

この規程は、平成28年12月14日から施行する。

附 則（平成31年2月22日公安委員会規程第1号）

この規程は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例（平成30年宮城県条例第86号）の施行の日（平成31年4月1日）から施行する。

別表（第2条関係）

活 動 区 域	人 員
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年宮城県条例第32号。以下「条例」という。）別表に規定する宮城県仙台中央警察署の管轄区域	20
条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域	5
条例別表に規定する宮城県仙台北警察署の管轄区域	5
条例別表に規定する宮城県仙台東警察署の管轄区域	8
条例別表に規定する宮城県泉警察署の管轄区域	5
条例別表に規定する宮城県若林警察署の管轄区域	5
条例別表に規定する宮城県塩釜警察署の管轄区域	6
条例別表に規定する宮城県岩沼警察署の管轄区域	5
条例別表に規定する宮城県大和警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県石巻警察署の管轄区域	8
条例別表に規定する宮城県気仙沼警察署の管轄区域	4
条例別表に規定する宮城県佐沼警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県登米警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県河北警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県南三陸警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県古川警察署の管轄区域	5
条例別表に規定する宮城県遠田警察署の管轄区域	2

条例別表に規定する宮城県若柳警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県築館警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県鳴子警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県加美警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県大河原警察署の管轄区域	3
条例別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県角田警察署の管轄区域	2
条例別表に規定する宮城県亘理警察署の管轄区域	2
計	107

第 号



# 委 嘱 状

殿

あなたを少年指導委員に  
委嘱します

任期 年 月 日から  
年 月 日まで

年 月 日

宮城県公安委員会

印